

きびのそと

No.63 月刊

第十一号 雑誌集録
昭和廿八年九月一日発行 (非売品)
岡山県都窪郡吉備町東町一三五号 呼電四三七番
吉備観光協会

○ 撫川團扇の由来 (その二)

この製法の技能を受け継いでいた片瀬の中山乙造が師匠となつて、累々の助成金を得て栗町の中正院で数名の同好者に指導をはじめた。その傍子の庄村松島の三宅猪登次郎が熱心に傳授を受け、長野の沖増次、城の丸の丸川松男等が主となつて継承し、三枚堂と名づけて漸く今日の状態に復活した。三枚堂とは旧庭瀬藩主や川氏の定紋、三本枚からつたのである。現在では無形文化財に指定され、おり公民館活動として有志者に指導されている。悟堂

○ 中山乙造(片瀬) — 三宅猪登次郎(松島)

雲外

沖増次(長野)

昭和廿六年九月廿七日

坂野定香(下撫川)

僕野猛雄(栗町)

別派 林 菊次(撫川) — 荒木某(大橋)

丸川松男(下撫川)

脇本良平(栗町)

別派 大田理道(觀音堂) — 大田三次郎 — 大田美知子 — 佐藤惠鶴

佐藤惠鶴

山根高一(栗町)

この團扇に使用する竹は昔足守川の堤防に自生していた竹藪から採取して、たが、河川改修工事の結果伐採されてしまったので、材料は主として丸瀬方面其の池から取り寄せられている。池の團扇と異なっている特徴を挙げてみると、

- 一、材料は普通の雌竹にして直径一握年、長さ四六握程の丸竹を用い、節の部分から二〇握位を握柄として残り、上部を六十四本の骨数に割り、一骨毎に入念に磨きかけて丸くし、糸で組み合せて左右均等にわけ、平面上に直立すれば倒れることがなく安定を保つこと。
- 二、扇面の周囲には細い紫紺色の布縁をつけ柄の元を雲形模様を配れていること。
- 三、扇面はやや隋円形にして、横にした形で一定していること。

四、扇面は白色又は薄青色の上質土佐紙を用い、それに和歌、俳句などの草書や縦に組み合せて透し張りとし、また草花、動物、景色などの雅緻に富んだ模様をあしらっていること。

五、幾年もの使用にも腰骨の折れることのないこと、従つて紙張りが傷めば張り替へてよく数年愛用せられること。

最近の製作は綺美をこころし、需要家の好みに應じて扇面の模様も時代に適したものを案出しているようであるが、古風の雅緻に富む本来の撫川團扇のよさを失はず、独特の技法による製品を後世に傳承したいものである。

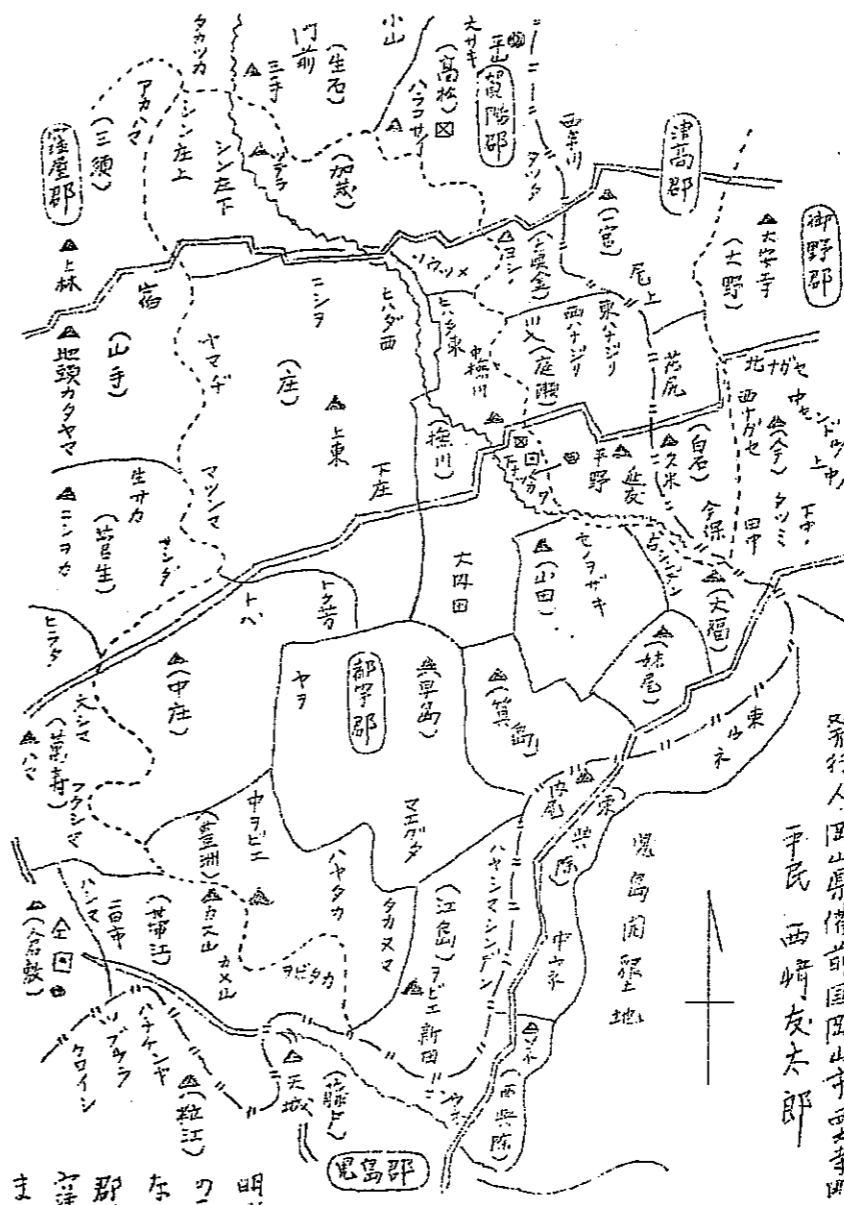
○ 行政の改革について

孝徳天皇の大化元年(六四五)に唐制に倣して始めて年号を定め、改年國としての一大政治の改革が行はれた。これが御承知の大化の政新にして、全國の土地人民を公地公民とする事、全國を國、郡、里などの行政区劃にし、中央集権的の制度とする事、戸籍をつくり税制を定める事、(税には租、庸、調の別がある。租は口分田に課せられたもので、田一畝にフソク縮ニ束ニ把程の割。庸はセオオムラオオまでの男子に課せられた夫役で、十日間代納物が許される。これは麻布ニ六丈である。調は諸國の産物を納める)。また白土堂への忠誠を誓はしめたこと、などである。吉備國は備前、備中、備後、美作の四ヶ國にわけられた(第一輯 緒論 参照) 備中の國は更に九郡が置かれ、是して國司、郡司が任命されて支配して来たが、五百余年後になつて武家が抬頭し次第に勢力を増して、この制度はすたれた。鎌倉時代には守護(警備の機關)や地頭(年貢や警備などを握った)を置いて全國の統制を計つた。この制度も四百余年程続いたが、室町時代の本朝から各地に亂れが起り、中央の権力は失はれた。豊臣秀吉が全國を統一してから諸國の大名がその領内の諸般に亘る支配を握るようになった。徳川時代になつて多少の潤滑はあつたが、同じく任務をとり、幕府の統制下に諸大名は所領地の軍事、経済、文化など独立的支配を遂行してきたが、明治の改革で七百年の長、武家政治は終りを告げ、版籍は新政府に移つたのである。前に述べた最初の國郡里制は後述に國郡里となりまた國、郡、村とも改められて、本朝系難なので著るべきに徳川末期における備中の國にフソクのみ記述した。備中の國は備前一内が池田氏の所領地であつたのは事実を異にして諸藩の領地に分割されてきたのである。すなはち、高梁は板倉氏、成羽は山崎氏、岡田は伊東氏、鴨方池田氏、足守は木下氏、江原は池田氏、生坂は池田氏、庭野は板倉氏、新見は岡氏、浅尾は時國氏、など五万石以下の大名によりて所領して来た。また幕府

の横下の土公高松と花房氏加茂を花房氏、権川を戸川氏、早島を戸川氏、妹尾を戸川氏、帯江を戸川氏、庄の一部を戸川氏が支配した。外に幕府の直轄地として、天領(倉敷)に代官所があり、また他藩の支配を受けていた所もあり、いづれも知行所や出稼所を以てしての管理に任された。このように備中は行政上錯綜を極めていたのだから、明治三十三年六月一日、衆行岡山県市町村制、官域三國全図、換革。

舊者兼出稼人岡山県備前岡山市栗平島町百尾番邸平民 山手吉真一郎
 印刷人 大阪市東区安土町三丁目六十六番屋敷平民 藤井幸三郎

衆行人岡山県備前岡山市西之寺町七十九番邸
 平民 西崎友太郎

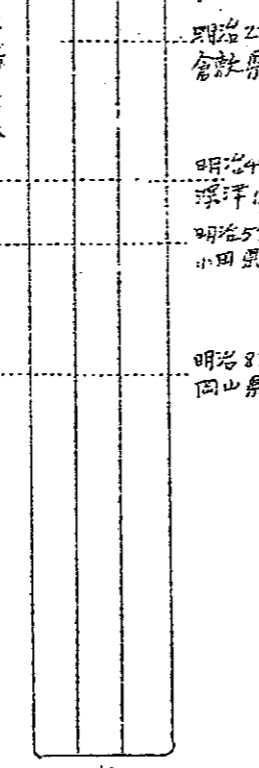


明治三十三年に郡庁を庄屋の両郡は合併して郡庁となり、権川にあった郡庁が移った。また賀陽郡を吉備郡に改めた。

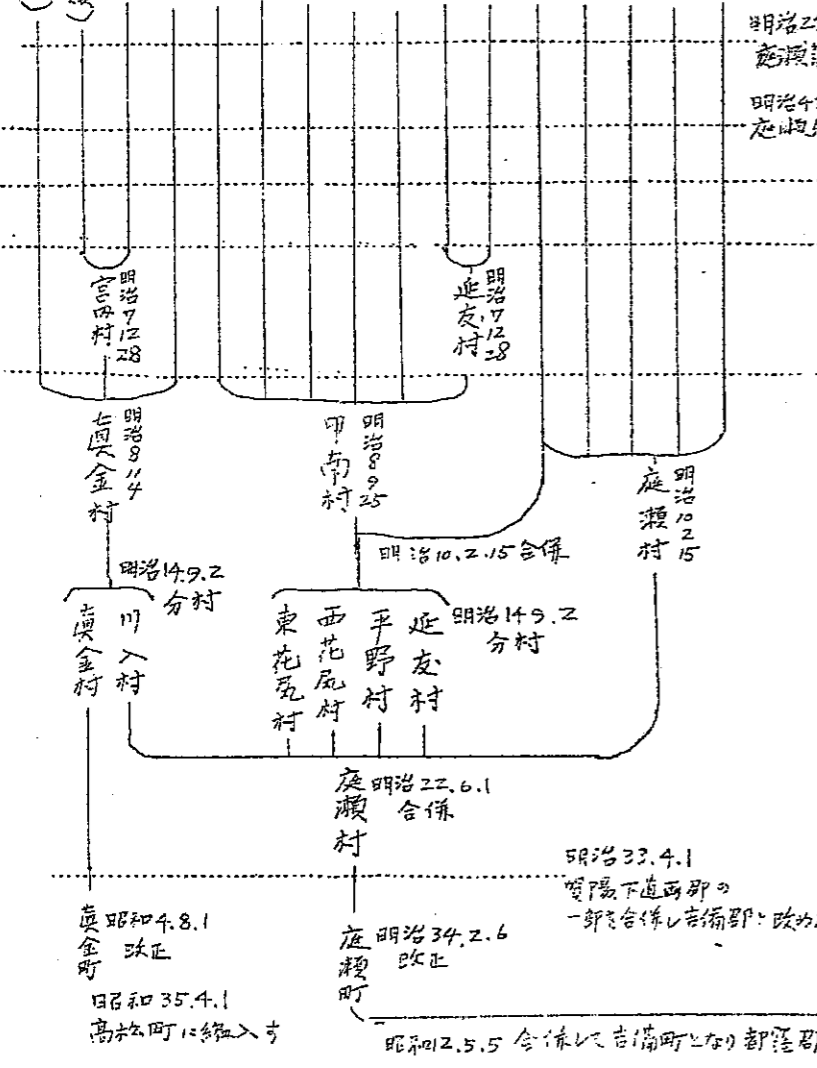
例名
 村
 宿
 古城址
 郡役所
 郡長役場
 警察署
 國境
 郡境
 村境
 街道

○ 明治以後における行政改革による吉備町をみると

- 郡庁郡
- 中権川村 (権川領)
 - 大母田村 (倉敷領)
 - 日畑村東組 (権川領)
 - 下権川村 (同)



- 賀夜郡
- 三田村 (権川領)
 - 中田村 (庭瀬領)
 - 中田村庭瀬町 (同)
 - 中田村河崎町 (同)
 - 中田村の内一部 (同)
 - 延友村の内一部 (庭瀬領)
 - 延友村の内一部 (庭瀬領)
 - 平野村東 (三須領)
 - 平野村西 (庭瀬領)
 - 平野村沖分 (同)
 - 西花尻村 (同)
 - 東花尻村 (同)
 - 川入村 (同)
 - 宮内村の内一部 (同)
 - 宮内村の内一部 (吉備津領)
 - 板倉村 (同)



明治以前の備中九郡は明治世三年に八郡となり、大正十二年三月廿一日に郡制廢止、同十五年六月廿日各郡長は發官になつた。

窪屋 都窪

○足守藩の米藏跡

都宇 上方(上房)

四藩時代近友村の邊、足守川の堤防のもとに足守藩木下氏の米藏屋敷があつた。ここまで陸路領内の糧米を運搬し、更に船に積んで内海に出されたのである。

下道 吉備

この屋敷には足守藩士小野八十八といふ武士が、藏元として廢藩後もここに住居し、明治の本朝までいた

小田 津口

た。建物も朽壞したので全部取り毀ち、その跡を存してゐたが、今は田畑となつて何等の形跡をも認めが

後月 後月

た。小野家は代々足守藩に仕へ、藏元役を勤めた家筋

阿賀 阿哲

である。八十八の祖父を五良左衛門といふ。文化二年六月廿五日卒した

左馬藏といふ。諱は経長。妻は早島所松尾貞太郎の三女で津満といふ。その間に二男一女をあげた。経長は文久四年三月八日、四十五歳で他界した。九月初七日に歿した。妻は文政二年十月十日生れ、明治世二年

千代子は上東村(庄村)の庄屋中田伊三郎に嫁つた。明治二十年八月廿三日

四十七歳で生涯を了した。(貞観院妙静信女)。長男が即ち八十八にして、廢藩

後、二男を雄男といふ。明治五年八月に歿した。御おの青年たちを指導して、

八十八の妻は旧撫川領主戸川氏の家臣、宮田末治の長女にして、登久といふ。安政五年に生れ、廿一歳の頃、八十八と嫁入り、明治十四年十月

二日に一女が生れた。これが津子である。同十七年八月一日津子が三歳になつた時、母はかりをめの病にて二十六歳で若死し、また同三十二年

八月九日には又は津子が十九歳の時に五十三歳で他界し、その翌月には祖母の津満が死去するなど不幸に思舞われた。おまうに早く両親に死別した津子は里方の宮田家に引取られ寂しい境涯を送つてゐたに違ひない

當時宮田家には旧主戸川達毅の嫡男真達が故あつた。幼少の頃から寄食して、園西中学校(いま園西)に通つてゐたが、いふレか、人の間に戀が芽ばえ

て、同世四年十月十八日に一子秀夫が誕生した。年頃になれば誰しもこう

したことがありがりである。真達は時に十八歳、津子は廿一歳であつた。宮田家でも慶置に困つたが、どうも出来ず、秀夫は津子の縁

生思として荒木喜助といふものの養子にしたといふ。其後小野家は親戚に當る横井村の田口某のもとに移り、同世八年一月五日に津子は田口某の

間に一女喜美子を生み、翌年の六月十九日、二十七歳で病没した。その翌年の四十二年七月廿一日には真達も胸の病に犯され、廿四歳で短かい

生涯を了じたのである。小野家の墳墓は近友の妙見堂墓地に淋しく残つてゐるといふことである。

○芸能界の變遷

藩政時代郷土の芸能界の中心は宮内であつた。宮内には遊女街もあり吉備津宮の境内には芝居の假小屋がみえ、また相撲興行も催され、近在

の觀客も盛んな賑ひをみせたものであつたが、明治新政以來、神城を俗化するとは神威を汚す行為だとせられ、遊女街は同もなく廢止され

フブソコ諸興行も余儀なく自前するやうになつた。次第に宮内もさびれ、始

めた。これに代つて登場したのが撫川である。撫川には明治世三年壇

に大橋の架詰の北側の空地に弥生座といふ劇場が建てられた。これは難

波岡次郎(難波貞良)手放富三郎、宮本吉吉等が發起して芝居を始めた。

これが吉備町の劇場の嚆矢といふ。所が不幸にして明治の末頃失火

のため全壊してしまつた。或は放火説もあつたが、取調べもつたが、中島保造

たといふ。其の後大正四年になつて再び劇場建設の議が起り、中島保造

たといふ。其の後大正四年になつて再び劇場建設の議が起り、中島保造

たといふ。其の後大正四年になつて再び劇場建設の議が起り、中島保造

たといふ。其の後大正四年になつて再び劇場建設の議が起り、中島保造

たといふ。其の後大正四年になつて再び劇場建設の議が起り、中島保造

雄波吟藏、荒木周次郎、三宅平藏等の有志が株式組織で九百九十五人の親密を吐き出た。三宅平藏等が興した。資本金五千元、一棟五十坪の面積であったが満員にならず困つた。資本金五千元、一棟五十坪の坪井金造等の助力で興行を始めた。当時撫川は都守郡の中ハ地で郡役所、警察署、登記所などの所在地であつたので、かなり人の出入りも多く旅館料亭もあつて賑はつたものである。其の後二十数年も続いて興行して来たが、建物の損壊も生じ大東亞戦争に突入してから、戦争意識にかりたてられ増産奨励のため芸能界の如きは一向に振はず、この劇場も維持困難に陥つた。戦時中撫川では大建築物であつたので敵機の日標になるから何とか考へてほしいなどと町民の聲もあり株主も思ひきつゝ昭和十八年に軍需工場に關係して、平田音一が新しく工場を拡張するのでこの建物を譲り受け、受けとほし、この話、持ちあがり一万円の売買契約が結ばれ、一月の受けつけ金を受取つた。其の後妹尾あたりの人が五万円を賈うと云、また十万円でもよいなどの話があつたが平田音一と約束済なのでその方へ譲つた。この建物を毀して建て替へた。この道場南側にある平田鑛工所の工場である。そこで劇場と云ふものは撫川から遠くを清らしたまま終戦を迎へたのである。終戦後再び荒木正雄、雄波嘉次郎、片山政治、熊代榮五郎等の同志が株式組織で中田にある熊代榮五郎の所有のイオン製菓の倉庫を改造して五百人程度の収容する吉備クラブと云ふ假設許可を得て興行を始めた。しかもこれは戦時中イオン製菓の不採なために擧用したものであつたが、二年のうちに再びイオン製菓品に活用をとりもどしたので、合議のうえに發售した。夏、後東町に松本尚を営んでいた三宅周次郎が發售し、その野木場の建物も利用して劇場風に改築し昭和四年に假設許可を受け、この吉備クラブと稱して興行したのである。この建物は甚しく損傷して、たので修理することなく、十年後の四年に發售してしまつた。これに替つたように同廿三年四月十日に、いまの吉備映画劇場が取立通過の半野に建てられた。この劇場は松本太郎、森安繁太、中田三郎、菅野清次等数名が發起人となつて資本金七百万円の株式組織で設立したのである。建物は岡山市の西中山下にあつたセントラル映画劇場が改修したので、その資材を七百万円で譲り受けたものである。近在に映画劇場といふものになつたので、人気が

呼ばれた町村女も足を運ば 活況を呈している現状である。

以上が、この町の概況である。元來、我が國の歌舞伎の元祖は出雲の國村繁野から出た。お團といふ女性である。お團は始め出雲大社の巫女を勤めていたが、室町家の臣、名古屋山三郎といふ男と通じ、慶長八年に故郷を逃れ、京都へ移り、北野神社の境内や四條河原の小屋を建て、民衆を相手に教を授け、踊りを始めた。これは念佛踊りを改良した、やや子踊りにかえたのが通説になつてゐる。「念佛踊り」といふは鎌倉執権北條時宗の時、代り文永八年(一二七二)に一遊上人が御里の伊豫の國で開いた浄土宗一派である時宗の創めたものである。念佛に合せて踊り、踊り、諸國を遊行し布教した。その説教は今までのむつまじい宗教と違つて、誰れにでも判り易く農民や浮浪人、武士などを対象に教えたので、庶民的に信仰を得たのである。これが非常に入念を呼び、阿國歌舞伎といつて宮中の女院御所に召され、演伎を振つた。当時徳川秀康はお團を「彼は女にして女の第一流たり。我れは男と生れて男の第一流たる能はず」と嘆いたといふ。秀康は家康の第一子で將軍になる身分であり、なかり、戦前の國に封ぜられ、結城氏の祖になつた人で、我身の不遇に置きかえつた言葉である。お團が鉦をたたいて踊つてゐると、客席から西腹面した、武士が舞臺にあらわれ、くる。死んだばかりの愛人名古屋山三郎の亡霊である。「ハッ」とお團は驚愕した表情をするが、間もなく「よし、何事もうち素であり、昔の一節をうたう、いざやあぶかん、あぶかん」。(あぶくとは儂くこと)と道化役の猿若も加はつて、はなやかな踊りを演ずるのである。この演技が今日の歌舞伎の礎をなしたのである。しかし、最初は比、べものにならぬ単純なもので、素朴なものであつたことは勿論であるが、何事も過去の罪惡を打ち棄て、いたまうに現実的に生きていこうとする、つまり、宗教的な趣向が庶民に受け入れたのである。この時代は戦亂が終息して安達の空気にいたり始めた頃なので、お團は、おたりあてはまつたのである。この歌舞伎に刺激されて、京都の遊女たちが、歌舞伎を組織したが、女が男装して演ずることは風紀上敬外書が伴ひので、寛永六年(一六二九)に上演が禁止された。これに替つて、美少年のみの一座も作られた。これが若衆歌舞伎である。これ、戦國氣風の脱けなかつた徳川時代の初期には、これの俳優を、男色の相手とした悪風のため、承應、元禄(一六五二)に再び禁令になつた。其の後貞享、元禄の頃なら、歌舞伎から起つて一般文化と同じく演劇法も変つて、浄瑠璃歌舞伎に発展し、天明、寛政の頃には、全盛期に移り、名優や秀れた狂言者が出たのである。江戸の例をみると、中村勘三郎の中村屋、山村長太夫の山村屋、市村羽左衛門の市村屋、森田勘次郎の森田屋の四軒のみが興行権を得ていたが、正徳四年(一七二二)に給島事件があつて、山村屋は取毀されて中止になつた。この給島事件といふのは、話が横筋に入つて中絶ない、暫らく御筆地が頼りたい。当時徳川將軍家宣のあ

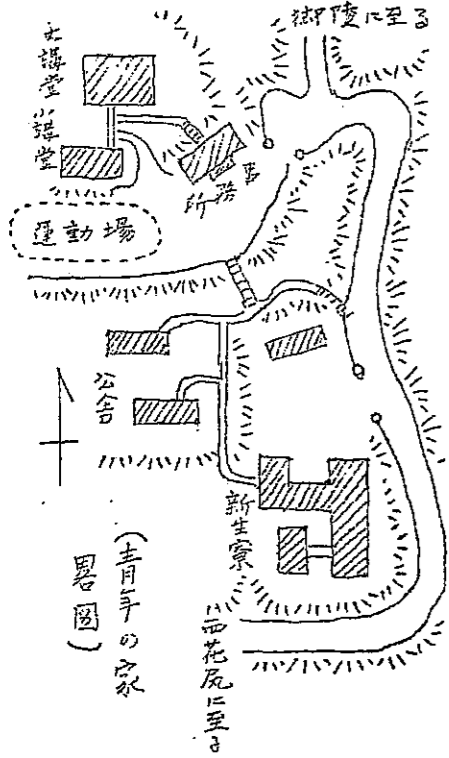
とを継いで四歳になる家結が七代将軍になった。八歳で夭折した。その生母月老院勝臣氏はその間に内外の権威を振い、大興政治の觀があつた。その月老院に仕へてゐた給島という老女があつた。三千人といわれる奥中の筆頭であつた。この給島は芝居を好み、時々外出しては鬼物にいくうち、江戸中で美貌の評判の高い山村左の俳優生島新五郎と、フとしたことからよめき、好ましくないので行かされたのを、日番の老中秋元但馬守が捕獲して、給島を信濃の國高遠へ遠流し、生島は八丈島へ遠島した。その余政は男女一五〇〇人にして、以て道放と改易、永のお暇に専らせられた。給島は高遠に流された時、「浮世には又帰らぬや、成野の月の光の影も取かれ」と歌つた。浮世に居ることなくして、配所を境涯を終つたのである。生島は後年許されて江戸の土を踏んだが間もなく一生を終つたという。「江島伝記」に説いてゐるのをみると正徳四年正月十二日に増上寺(淨土宗)に因東十八種神の一(八神)代筆に上つた給島が、その帰り路で山村左の芝居をみてかう著屋に上り、増上寺への進物の金銀七〇兩二貫五〇〇文をそのまま探儀として與へ、ドンチヤン騒ぎをやり、七年試しの深い仲心ある生島と戯れてゐたという。この流北が、いまに残つてゐるのでもあつた。上流社会(ア)の末代人たちが彼者との間に排色遊戯を起してゐることをよく耳にする。どちうかどうのと誹りたくなつたとか、彼者は昔より品性のよく低いものを見なされてきた。レナソまでは芸能人として立派な人が多い。

△ (流罪は昔行はれた罪名の一つ、いまはないが流罪よりも重いのが、死刑である。この死刑は我國では平安初期、弘仁九年(八二八)藤原仲成が處刑されたのが最後に、嵯峨天皇が停止を出されて以来、保元元年(一一五六)源為義が死刑せられたまでの三四六年間死刑は執行されなかつた。それか、武家政治になつて生命を至視する風潮に終り、鎌倉幕府の成立など、武略な死刑が始まり、江戸時代には死刑に當る四罪は、實に百三種にも及んだが、後述に三余種に減り、明治聖代となつて旧刑法で絞首だけに、現在は同世二年の改正で十三種になつた。△ 同幕時代の芝居興行権制度は子孫に世襲される百六十余年つづいて、明治五年に解体してしまつてゐる。

今日の演劇家を芸能人とか俳優とかの名で呼ばれてゐるが、昔は河原乞食とか役者といつて身分の低い職業とされ、いぢまられてゐたもので、上層階級のものには鬼物したものではなかつた。また建物も非人小屋や見世物小屋に準じて「芝居小屋」と呼ばれてゐた。芝居といふ名前は演技する杖敷を除くと見物席は地面へ藁藁、筵などを敷いてゐたの心起つたものである。前にも述べたように次第に繁達して常設座を建

○ 岡山県吉備青年の家

花尻の街道をらゆりたれ、吉備の中山に登る奥谷の緩なる山道を一軒ほど延ると、高松町とさかひになつてゐる行詰つた山嶺にある。この青年の家は始め昭和十二年七月、支那事変の起つた翌々年の十四年に全国的に青年に対して軍國精神鼓吹のため設けられた修練道場である。各県毎にあるもので岡山県では経費十八万五千三百二十円を要して同十七年十一月七日に竣工した。そして岡山県吉備修練道場として奉呈した。その同十六年に我國は英米に對して宣戰を布告した東亞戰爭に突入をとり、大に道場としての機能を生揮した。同十七年八月に敗戦と共に機構を改めて岡山県吉備青年興業塾とし、一町五反歩を耕作試験地に与へて青年に農業の指導と特産物の奨励に努めた。同二十二年には更に岡山県中央公民館に看板が書き替へられ、県内の青年男女を主体にして特に精神文化の普及の場所としたのである。しかも全施設を開放して宿泊し得る研修するようになった。同十六年同十七年同十八年四月一日に名福が岡山県吉備青年の家とかわつたのである。



高級于麵
吉備の桜

郷土の名産
赤木製麵所

都窪郡吉備町
吉備局電17乙番

